

# 年金 あれこれ

## 退職(失業)による特例免除があります

国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります。

全額免除が認められると――

### メリット1…保険料を一部納付したのと同様に扱われます

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して2分の1となります。

### メリット2…万が一のときにも確かな保障

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされます。

### メリット3…本人の所得を除外して審査

特例免除とは、通常であれば審査対象となる本人所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです(配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは保険料の免除が認められない場合があります)。

### 通常審査の場合

申請者本人の所得、申請者の配偶者の所得、世帯主の所得

### 特例免除審査の場合

申請者の配偶者の所得、世帯主の所得(申請者本人の所得は除外されます)

手続きに必要なもの/年金手帳、または基礎年金番号が分かるもの(納付書等)、認印(スタンプ印等以外のもの)、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険被保険者離職票・雇用保険受給資格者証など)

問い合わせ/埼玉国民年金電話相談センター(☎525・1844)、熊谷年金事務所(☎522・5158)、または保険年金課(☎581・2121内線112)へ。

※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせが多く、電話がつながりにくい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 受け付けます!

# 平成24年度「就学援助」の申し込み

町には、小・中学校にお子さんが通学していて、学用品の購入や給食費の支払いなどで経済的に困りの家庭に対し、就学費用の一部を援助する制度があります。

就学援助費を希望される方は町教育委員会、または各小・中学校を通じて手続きを行ってください。

### 対象/次のいずれかに該当する世帯

- 『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯(児童手当ではありませんので、ご注意ください)
- 申請する年、または申請する前年において、町民税が非課税の世帯
- 保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯

※この他にも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

援助の内容/学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の一部

申請方法/4月から援助を希望する場合は3月30日(金)までに教育総務課、または各小・中学校へ申請用紙等(申請用紙は、教育委員会および町内の小・中学校に用意してあります)を提出してください。

※4月2日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定する月や援助金額が変わります。

問い合わせ/教育総務課(☎581・2121内線511・512)へ。

# タウンミーティングを開催します!

## ～「エコタウンの推進について」皆さんのご意見を聞かせてください～

町では、太陽光などの再生可能エネルギー(自然エネルギー)の活用による「創エネ」とLED(発光ダイオード)などの「省エネ」を通じ、町全体でエネルギーの地産地消を進めていきます。このことについて、町民の皆さんから、町長が直接意見を伺うタウンミーティング(意見交換会)を開催しますので、皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

### 日時・場所・定員等/

月日	時間	対象地域	場所	定員(人)
2月20日(月)	午後1時30分～3時	川北地区	役場4階402会議室	60
2月24日(金)		川南地区	寄居町鉢形財産区会館	60

町出席予定者/町長、企画課・生活環境課・企業誘致推進課・都市計画課の職員

申し込み/2月16日(木)までに、住所・氏名・年齢・電話番号・参加を希望する会場を、電話・ファックス・Eメールのいずれかで企画課へご連絡ください。申し込みは1人1回のみとし、1度に4人分まで受け付けます。なお、定員になり次第締め切ります。

問い合わせ/企画課(☎581・2121内線361、363、FAX581・5100、Eメールkikaku@town.yorii.saitama.jp)へ。

## 岩手県山田町への支援活動について

町では、県内の市町村長会議で合意された東日本大震災で被災した東北地方への支援活動の一環として、津波で大きな被害を受けた岩手県山田町に支援を行っています。

昨年11月14日、島田町長が宮城県から岩手県の太平洋沿岸の被災状況を視察し、翌15日に山田町役場で沼崎喜一町長と面会しました。

会談で沼崎町長からは、津波の襲来時の状況や今後の復興計画等について説明があり、島田町長からはお見舞いの言葉とお見舞金を贈らせていただきました。

また、12月末には物資支援として仮設住宅の除雪で使うスノーダンプ25台と一輪車20台を贈らせていただきました。

町では、今後も被災地の復興支援に尽力していきます。

問い合わせ/総務課(☎581・2121内線313)へ。



沼崎山田町長と島田町長

## 開催されました!

# 「寄居町地域公共交通活性化協議会」



昨年の12月19日に第1回寄居町地域公共交通活性化協議会(白川充会長/寄居町副町長)が開催されました。この協議会は、公共交通の不便地域を解消し、町民の皆さんが買い物や通院など安心して日々の生活が送れるように、町の公共交通に関する総合的な計画を策定することや地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置されたものです。

協議会の委員は、町民の代表者、関東運輸局埼玉運輸支局、民間のタクシーやバス事業者、道路管理者など19人で構成されています。

第1回の協議会では、本協議会の規約が報告されたほか、平成23年度の事業計画や予算等が審議されました。

今後は、計画策定のための町民アンケートの実施など協議会で議論を重ね、町にとって望ましい公共交通のあり方を検討していきます。

※協議会の会議内容や資料等については、町公式ホームページの「各課のページ(企画課)」で公開しています。

問い合わせ/寄居町地域公共交通活性化協議会事務局(企画課内☎581・2121内線361)へ。

## 万が一に備えて 交通災害共済会員に!

町では、不幸にして交通事故に遭い、被害を受けた方やご遺族への見舞を目的とした「市町村交通災害共済」の加入を推進しています。

平成24年度の加入申し込みは、各区長・班長・隣組長を通じて2月中旬から3月上旬にかけて行います。加入を希望する方は、会費を添えてお申し込みください。区長への申し込み間に合わなかったときや、加入者に都合がある場合等は、生活環境課へ直接お申し込みください。

また、各世帯に配布されるパンフレットをよく読んでお申し込みください。

対象/①寄居町に住居登録、または外国人登録をしている方 ②加入資格者の被扶養者で、修学のため町外に転出している方

会費(年額)/一般900円、中学生以下(平成24年4月1日現在で中学生以下)500円

共済期間/平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間

※4月1日以降の申し込みについては申込日の翌日から平成25年3月31日まで

対象となる交通事故/①日本国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等による衝突、接触、転落、転倒などの事故。または歩行中にこれらの車両にねらわれたり、ひかれたりした事故 ②踏切道における電車等との接触、衝突、その他の事故

対象とならない事故/①歩行中交通事故以外の不注意による事故 ②バス等の乗降中における事故 ③幼児用乗用具(玩具)による自損事故 ④電車、飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト等の事故 ⑤作業用特殊自動車で作業中の事故 ⑥地震、洪水、津波等の天災による事故 ⑦無免許運転、飲酒運転等の違法行為による事故

問い合わせ/生活環境課(☎581・2121内線222)へ。